

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|   | 発注担当課    | 契約日      | 件名                                     | 業務の概要                                                                        | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                | 契約の相手方（商号）       | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|---|----------|----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 産業戦略課    | R6. 6. 1 | 貝塚市企業誘致サポート事業業務委託契約                    | 不動産事業者と立地希望者とのマッチング事業の構築、空き工場や事業用地の調査、専門員を配置しての企業訪問等、市内への企業立地の促進を図るための委託契約業務 | 当該事業者は、令和5年度の本業務契約の相手方であり、かつ多くの自治体で企業誘致活動を行うなど、本業務を処理する知識、経験、技術を備えた唯一の非営利団体であるため。                                                            | 一般財団法人日本立地センター   | ¥4,950,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 2 | 魅力づくり推進課 | R6. 4. 1 | DAISY 版 広報「かいづか」発行業務委託契約               | 視覚障害者向けに、広報「かいづか」音声版のCDを作成し、対象者宅へ発送する業務                                      | 当該事業者は、視覚障害者用に音声データを作成する専門性を有するとともに、その対象者の変動等にも精通する唯一の団体であるため。                                                                               | 貝塚市視覚障害者協会       | ¥1,803,832  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 3 | 魅力づくり推進課 | R6. 4. 1 | スマート公共ラボ for GovTechプログラム運用支援サービス利用契約書 | 市公式LINEのリッチメニューやセグメント配信の運用業務                                                 | 当該事業者は、大阪府と府内市町村の共同調達を行い、大阪府の手法に準拠して選定しており、手続きの透明性・公平性が担保されているとともに、価格についてもスケールメリットが働いており妥当性が確保されているため。                                       | プレイネクストラボ株式会社    | ¥792,000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 4 | 魅力づくり推進課 | R6. 5. 1 | 日本庭園作庭50周年修繕事業委託契約                     | カルバーシティ日本庭園の修復業務                                                             | 本業務は、本市が50年前にカルバーシティへ贈呈した日本庭園の修繕を行うものであり、その修繕に当たってはカルバーシティを始め現地関係団体との入念な打合せが必須となる。当該事業者は日本庭園作庭50周年記念修復事業や竣工式典の運営に参画しており、本業務を実施できる唯一の団体であるため。 | 貝塚・カルバーシティ姉妹都市協会 | ¥2,000,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 5 | 魅力づくり推進課 | R6. 4. 1 | コミュニティ推進事業委託契約                         | 行政施策の効率的執行を図るため、市の行政情報の町会・自治会会員への周知および行政施策実施に係る協力依頼に関する業務                    | 本業務は、市の行政情報を回覧、町会所有掲示板への掲示等による周知及び町会加入世帯への行政施策調査の協力など、地域のつながり強化等の行政施策執行に協力するものであり、貝塚市内の町会長で組織する貝塚市町会連合会が本業務を遂行できる唯一の団体であるため。                 | 貝塚市町会連合会         | ¥3,680,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課   | 契約日    | 件名                      | 業務の概要                                 | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                             | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|---------|--------|-------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 6  | 総務課     | R6.4.1 | 法律顧問契約                  | 市の依頼に基づき法律上の助言を与える事務を委託               | 専門的かつ詳細な法律知識を有する必要がある、また、本市の保有するセンシティブ情報を取り扱う相談もあることから、平成4年度以降本市の顧問弁護士として委嘱されている法律事務所に業務を委託。                                                              | 弁護士法人中央総合法律事務所  | ¥1,320,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 7  | 総務課     | R6.4.1 | 法律相談業務委託                | 原則として1箇月につき4回、毎週火曜日に弁護士を派遣し、法律相談業務を実施 | 専門的かつ詳細な法律知識を有する複数の弁護士の派遣が必要であり、また、本市の保有するセンシティブ情報を取り扱う相談もあることから、本市顧問弁護士である法律事務所に業務を委託。                                                                   | 弁護士法人中央総合法律事務所  | 1日55,000円   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 8  | 総務課     | R6.4.1 | 例規執務サポートシステム維持業務委託      | 貝塚市例規集のデータベースを検索、閲覧、編集ができるシステムの維持業務   | 本市例規の制定改廃に関する情報を有しており、他社に切り替えた場合にその膨大な量の例規情報が正確に移し替えられているかの検証が実質的には不可能であるため。                                                                              | 株式会社ぎょうせい       | ¥2,211,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 9  | デジタル推進課 | R6.4.1 | 電子計算処理業務委託契約            | 基幹システムにおける電子計算処理委託業務                  | 本業務は、各種市税賦課処理に関する納税通知書等の大量印刷や紙データからの入力、加えて、封入封緘・ブックイング等を一連の流れで行い、法改正等に関連した基幹系システム改修や各帳票の様式変更も含め行う業務であり、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥41,958,648 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 10 | デジタル推進課 | R6.4.1 | 情報セキュリティシステム設備等保守業務委託契約 | 情報セキュリティシステム設備等の運用保守業務                | 本業務は、情報セキュリティシステム設備等の平時における定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、情報セキュリティシステム設備の構築事業者であり、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。      | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥5,089,040  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課   | 契約日      | 件名                              | 業務の概要                     | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                    | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|---------|----------|---------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 11 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 基幹系システム設備等保守業務委託契約              | 基幹系システム設備等の運用保守業務         | 本業務は、基幹系システム設備等の平時における定期的な保守点検はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、それらの機器やシステムを技術的に熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥9,815,520  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 12 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 基幹系システム運用サポート委託契約               | 基幹系システム運用サポート業務           | 本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時においては迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                                                            | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥1,601,270  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 13 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 基幹系システム運用サポート（共通納税・ADⅡ介護保険システム） | 共通納税・ADⅡ介護保険システム運用サポート業務  | 本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時においては迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                                                            | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥2,147,200  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 14 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 住民基本台帳ネットワークシステム設備等保守委託契約       | 住民基本台帳ネットワークシステム設備等保守委託業務 | 当該事業者は本システム機器の導入事業者であり、基幹系システムのプログラム構築事業者でもあるため、それらの機器やシステムを技術的に熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。                                                                 | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥516,120    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課   | 契約日      | 件名                         | 業務の概要                      | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                                 | 契約の相手方（商号）          | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|---------|----------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------|-----------------------|
| 15 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 住民基本台帳ネットワークシステム運用サポート委託契約 | 住民基本台帳ネットワークシステム運用サポート委託業務 | 本業務は、定期的な保守はもとより、法改正やトラブル発生時においては迅速かつ的確に行う必要があるもので、当該事業者は、基幹系システムのプログラム構築事業者であり、そのシステム及び業務内容を熟知し、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。                                                 | 株式会社南大阪電子計算センター     | ¥1,056,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 16 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 情報系システム設備等保守委託契約           | 情報系システム設備等保守委託業務           | 本業務は、定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの復旧などにおいて対応する必要があるもので、当該事業者は、本市情報系イントラネットワークのシステム設備導入及び本市仕様へのカスタマイズ施行業者であるため、それらの機器やシステムを技術的に熟知しており、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター     | ¥1,994,960  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 17 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | コンピュータ資産管理システム維持管理委託契約     | コンピュータ資産管理システム維持管理委託業務     | 本市が導入しているコンピュータ資産管理システムの保守については、製造元から大阪府域において当該事業者のみ保守を委託されており、同資産管理システムの保守を行うことができる唯一の事業者であるため。                                                                              | 株式会社大塚商会<br>LA関西営業部 | ¥1,098,240  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 18 | デジタル推進課 | R6. 4. 1 | 番号法関係運用支援業務委託契約            | 番号法関係運用支援業務                | 本業務は、平時における定期的な保守はもとより、トラブル発生時における障害部品の緊急調達やシステムの緊急復旧などについても迅速に対応する必要があるもので、当該事業者は、本市のインターネット分離や二要素認証システムの施行業者であるため、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。                           | 株式会社南大阪電子計算センター     | ¥990,000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課   | 契約日       | 件名                            | 業務の概要                     | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                                       | 契約の相手方（商号）       | 契約金額(消費税込)円   | 適用条項                  |
|----|---------|-----------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------|-----------------------|
| 19 | デジタル推進課 | R6. 4. 1  | 団体内統合宛名システム運用サポート委託契約         | 団体内統合宛名システム運用サポート委託業務     | 本システムは、市の基幹系各業務システムから抽出したデータを国が設置する中間サーバーに送るための情報を作成するもので、運用にあたっては、本市の基幹系システムに精通していることが不可欠である。当該事業者は、本市の基幹系ネットワークシステム構築業者であり、それらの機器やシステムを技術的に熟知しており、本業務を迅速かつ適正に行うことができる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター  | ¥1, 079, 760  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 20 | デジタル推進課 | R6. 4. 1  | 基幹系システム再構築業務機器賃貸借延長契約         | 基幹系システム再構築業務機器の再延長        | 基幹系システム再構築業務機器については、契約期間が終了しているが、なお同設備を延長して使用することとしたいため、機器の所有者である当該事業者が契約できる唯一の事業者であるため。                                                                                            | 株式会社南大阪電子計算センター  | ¥666, 600     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 21 | デジタル推進課 | R6. 5. 27 | 国勢調査調査区設定にかかる見直し資料作成業務委託契約    | 令和7年国勢調査調査区見直し用補助資料作成業務   | 本業務は、国勢調査調査区設定作業を円滑に進めるため、調査区の境界線データと最新の住宅地図データとを照らし合わせることで、直近の1調査区あたりの世帯数を割り出すものであるが、当該事業者は、前回国勢調査の際に調査区地図を作成した業者であり、調査区の境界線データを活用した資料の作成ができる唯一の業者であるため。                           | 株式会社ゼンリン         | ¥544, 500     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 22 | 契約検査課   | R6. 4. 1  | 大阪地域市町村共同利用電子入札システム提供サービス利用契約 | 大阪地域市町村共同利用電子入札システム提供サービス | 当該システムは大阪府内19市で構成される「大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会」が運営、改修、調達を行っており、「大阪地域市町村共同利用電子入札システム運営協議会」が選定した上記システムの構築業者である株式会社日立システムズ 関西支店が契約の相手方となる唯一の業者である。                                      | 株式会社日立システムズ 関西支店 | ¥15, 151, 950 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日       | 件名                             | 業務の概要                                                             | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                       | 契約の相手方（商号）         | 契約金額(消費税込)円  | 適用条項                  |
|----|-------|-----------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
| 23 | 課税課   | R6. 5. 22 | コンビニ交付システムにおける森林環境税表示対応業務委託契約  | 令和6年度から市町村が賦課徴収することとなった森林環境税について、コンビニでの税証明発行に対応するため、証明書のレイアウト変更業務 | 当該事業者はコンビニ交付システムの構築事業者であり、当該変更業務ができる唯一の事業者であるため。                                                                    | 富士フイルムシステムサービス株式会社 | ¥660, 000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 24 | 課税課   | R6. 6. 21 | 貝塚市定額減税補足給付金支給システム導入及び運用業務委託契約 | 基幹税務システムから課税情報等を抽出し、今回導入する定額減税補足給付金支給システムに反映させるため                 | 当事業者は基幹税務システムの構築業者であり、今回導入する定額減税補足給付金支給システムに反映させるため、両システム間の連携は必須であり、また、瑕疵の起因者の一元化を図る必要がある。よって当該業務を実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター    | ¥7, 275, 950 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 25 | 危機管理課 | R6. 4. 10 | 防犯対策業務委託契約                     | 自衛防犯意識の高揚と、犯罪を防ぎ見逃さない地域作りを目的とする防犯対策業務と、犯罪抑止効果などを把握した上で進める防犯灯設置業務  | 警察を始め、地域住民、関係機関・団体等と連携協力をしながら、各種防犯活動を長年行っている唯一の団体であるため。                                                             | 貝塚市防犯協議会           | ¥7, 603, 620 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 26 | 危機管理課 | R6. 4. 1  | 貝塚市防災行政無線設備点検業務委託契約            | 地震等の災害時に情報を素早く的確に収集、伝達を行うシステムの保守契約業務                              | システムを整備した事業者であり、設備の性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                                                                           | 東芝テリー株式会社 大阪支店     | ¥3, 157, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 27 | 危機管理課 | R6. 4. 1  | 貝塚市防災行政M C A無線（移動系）保守点検業務委託契約  | 地震等の災害時に情報を素早く的確に収集、伝達を行うシステムの保守契約業務                              | システムを整備した事業者であり、設備の性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                                                                           | 三菱電機株式会社 大阪支社      | ¥572, 000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課       | 契約日       | 件名                        | 業務の概要                                                                | 契約の相手方を選定した理由                                                                        | 契約の相手方（商号）         | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------------|-----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------|-----------------------|
| 28 | 危機管理課       | R6. 1. 11 | 貝塚市防災行政無線設備 屋外子局他蓄電池等交換業務 | 地震等の災害時に情報を素早く的確に収集、伝達を行うシステムの蓄電池等交換業務                               | システムを整備した事業者であり、設備の性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                                            | 東芝テリー株式会社 大阪支店     | ¥13,570,700 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 29 | ひと・ふれあいセンター | R6. 4. 1  | 地域啓発交流促進事業委託契約            | 地域社会全体の中で人権問題に対する理解を深める啓発活動や地域に密着した文化活動・イベント等を通して地域住民の交流を図る事業の委託契約業務 | 長年地域で培ってきた人権問題解決の活動実績や地域に密着した活動を通じたコミュニティづくり、住民の実態やニーズ等の的確な把握のノウハウ等を有する最適な人権団体であるため。 | 貝塚市人権協会            | ¥1,200,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 30 | 市民課         | R6. 6. 10 | 氏名の読み仮名法制化による戸籍システム改修業務   | 戸籍に氏名の読み仮名の記載を行うためのシステム改修業務                                          | 当該事業者は戸籍システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                       | 富士フィルムシステムサービス株式会社 | ¥3,212,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 31 | 市民課         | R6. 6. 10 | 氏名の読み仮名法制化による住民記録システム改修業務 | 住民票に読み仮名の記載を行うためのシステム改修業務                                            | 当該事業者は住民記録システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                     | 株式会社南大阪電子計算センター    | ¥3,355,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 32 | 市民課         | R6. 6. 10 | 氏名の読み仮名法制化による戸籍附票システム改修業務 | 戸籍附票に氏名の読み仮名の記載を行うためのシステム改修業務                                        | 当該事業者は戸籍附票システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                     | 富士フィルムシステムサービス株式会社 | ¥2,200,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日       | 件名                          | 業務の概要                                   | 契約の相手方を選定した理由                                                                            | 契約の相手方（商号）                                                                      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------|
| 33 | 市民課   | R6. 6. 10 | 氏名の読み仮名法制化によるコンビニ交付システム改修業務 | 戸籍、戸籍附票及び住民票に氏名の読み仮名が記載されることによるシステム改修業務 | 当該事業者はコンビニ交付システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                       | 富士フィルムシステムサービス株式会社                                                              | ¥1,881,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 34 | 市民課   | R6. 4. 1  | 貝塚市公園墓地維持管理業務委託契約           | 公園墓地の墓苑区画における清掃、除草、剪定業務                 | 公園墓地は三ヶ山町内に立地し、日常的な監視及び景観の保持、迅速な維持管理等が必要であり、地域との連携も不可欠なため、競争入札に適さないと判断し、地元町会と随意契約を結んでいる。 | 三ヶ山町会                                                                           | ¥5,400,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 35 | 市民課   | R6. 4. 1  | 東浄苑管理業務委託契約                 | 東浄苑における清掃、除草業務                          | 東浄苑は、東町会内に立地し、日常的な監視及び景観の保持、迅速な維持管理等が必要であり、地域との連携も不可欠なため、競争入札に適さないと判断し、地元町会と随意契約を結んでいる。  | 東町会                                                                             | ¥571,585    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 36 | 市民課   | R6. 4. 1  | 市営葬儀業務委託契約                  | 市営葬儀に関する業務                              | 市営葬儀業務の委託にあたり、市内に店舗を構える事業者から「厳粛かつ低廉な市営葬儀業務の執行を行うことのできる」業者の登録申請を経て指定業者を選定し、随意契約を結んでいる。    | 有限会社ギフト岡野<br>株式会社日本セレモニー辻<br>株式会社和泉セレモニーセンター<br>株式会社岸和田グランドホール<br>喜多商会<br>花のかね菊 | ¥4,241,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課  | 契約日      | 件名                        | 業務の概要                                                           | 契約の相手方を選定した理由                                                                                | 契約の相手方（商号）                         | 契約金額(消費税込)円               | 適用条項                  |
|----|--------|----------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 37 | 市民課    | R6. 6. 1 | 戸籍・戸籍附票データクレンジング業務に関する契約  | 国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行に向け、移行時に戸籍システム内に不具合となるデータがないか調査する業務      | 当該事業者は戸籍システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                               | 富士フィルムシステムサービス株式会社                 | ¥2,376,000                | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 38 | 市民課    | R6. 6. 1 | 戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務に関する契約 | 国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの改修業務                                       | 当該事業者は戸籍システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                               | 富士フィルムシステムサービス株式会社                 | ¥19,118,000               | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 39 | 市民課    | R6. 6. 1 | 戸籍・附票システムクラウド利用契約         | 国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行に向け、第1工程となる現行システムをクラウド環境にリフトした後のクラウド利用業務 | 当該事業者は戸籍システムを構築した業者であり同システムの改修ができる唯一の事業者であるため。                                               | 富士フィルムシステムサービス株式会社                 | ¥10,659,000               | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 40 | 廃棄物対策課 | R6. 4. 1 | ペットボトルの選別及び運搬業務委託契約       | ペットボトルの選別及び運搬業務                                                 | 当該事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けており、かつ、この業務を履行できる施設の設備等を利用し作業できる技術を有し、業務を履行できる唯一の事業者であるため。 | 橋本金属有限会社                           | 単価契約<br>¥73.9(1kgあたり)     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 41 | 廃棄物対策課 | R6. 4. 1 | プラスチック製容器包装の中間処理業務の委託契約   | プラスチック製容器包装の中間処理業務                                              | 当該事業者は環境省から保管施設として指定されている事業者であり、業務を履行できる唯一の事業者であるため。                                         | 関西リサイクル環境事業協同組合                    | 単価契約<br>¥42.4(1kgあたり)     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 42 | 廃棄物対策課 | R6. 4. 1 | 一般廃棄物収集運搬業務の委託契約          | 家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ及び資源ごみの収集運搬                                      | 本業務は家庭系一般廃棄物の収集運搬を行うもので、当該事業者は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に則り確認書を締結した事業者であるため。     | 辻義設備工業株式会社、阪南設備工業株式会社、株式会社コスモエンジニア | 単価契約<br>¥974(月額：収集1世帯あたり) | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                           | 業務の概要                                                                | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                            | 契約の相手方（商号）       | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------|----------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 43 | 福祉総務課 | R6. 4. 1 | 貝塚市立東共同浴場運営業務委託契約            | 浴場全般の維持管理、浴場使用者の管理、使用料の清算・管理等業務                                      | 現在の東共同浴場は、昭和42年に東町会からの指定寄附を受け、その寄附金を財源に整備した経緯があり、また、本業務は地域との連携が不可欠であり、当該団体は地域との連携の下本業務を適正に遂行できる唯一の団体であるため。                                                               | 貝塚市東町会           | ¥12,360,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 44 | 福祉総務課 | R6. 4. 1 | 貝塚市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業委託契約 | コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域における要援護者等の見守り・発見・相談等業務                         | 本業務は地域における要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行うためにコミュニティソーシャルワーカーを配置する事業であり、当該事業者は、各地域の実情を的確に把握し、地域の活動に深く関わる唯一の事業者であるため。                                                       | 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会 | ¥15,750,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 45 | 福祉総務課 | R6. 4. 1 | 貝塚市生活困窮者家計改善支援事業委託契約         | 家計収支の均衡がとれていない等の生活困窮者からの相談に応じ、自立のための専門的な助言・指導、また、一時的な生活資金貸付のあっせん等の業務 | 本業務は高齢者のみならず多種多様な生活困窮者の支援に精通し、生活困窮者の実情を把握したうえで支援を行えるコーディネーター及び国の貸付制度に精通している従事者を有していることが必要であり、当該事業者は低所得者・高齢者・障害者の支援のための国の制度である生活福祉資金貸付の相談・受付の窓口として実際に業務を行っている唯一の事業者であるため。 | 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会 | ¥4,397,841  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 46 | 福祉総務課 | R6. 4. 1 | 無料法律相談業務委託契約                 | 市民に対して無料の法律相談を実施する業務                                                 | 本業務は、日常生活で起こった諸問題を法的解決に導き、市民の権利の擁護や人権の保障などに係る法律の専門分野であり、当該事業者は資格を有する弁護士を安定的かつ柔軟に派遣できる唯一の事業者であるため。                                                                        | 大阪弁護士会           | ¥1,643,500  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日       | 件名                          | 業務の概要                                           | 契約の相手方を選定した理由                                                                                             | 契約の相手方（商号）         | 契約金額(消費税込)円  | 適用条項                  |
|----|-------|-----------|-----------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
| 47 | 福祉総務課 | R6. 6. 14 | 忠霊塔敷地内植木剪定等管理事業委託契約         | 植木剪定・草刈りだけでなく、普段からの清掃・管理、特に追悼式前の入念な清掃業務         | 本業務は、本市の戦死者や戦災死者の慰霊のための施設である忠霊塔利用者と連携の下、日常的な管理、景観の保持及び迅速な対応が求められるものであり、当該団体は、適切に業務を行うことができる唯一の事業者であるため。   | 貝塚市遺族会             | ¥1, 200, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 48 | 福祉総務課 | R6. 6. 24 | 令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金事業電算委託業務  | 令和6年度貝塚市低所得世帯支援給付金事業の事務処理を行うシステムのサポート、電算処理等委託業務 | 本業務は、基幹系システムと連携して対象者を抽出し、給付金の支払いに関する一連の電算処理を行うものであり、本市の基幹系システムの管理・運用事業者である当該事業者は、本業務を適切に実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター    | ¥3, 733, 125 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 49 | 生活福祉課 | R6. 3. 1  | 生活保護システム改修業務委託契約            | 厚生労働省が実施する被保護者調査に関する調査項目の追加等に伴うシステムの改修業務業務      | 当該事業者は生活保護システムを構築した業者であり、同システムの改修業務ができる唯一の事業者であるため。                                                       | 北日本コンピューターサービス株式会社 | ¥1, 009, 800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 50 | 高齢介護課 | R6. 4. 1  | 介護保険システム等電子計算処理業務委託契約       | 介護保険制度の賦課業務・収納業務・給付業務に関する印刷・封入等についての業務          | 基幹系システムを使用する業務であり、システム構築業者以外では処理ができないため。                                                                  | (株)南大阪電子計算センター     | ¥2, 633, 038 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 51 | 高齢介護課 | R6. 4. 1  | 介護保険システム等電子計算処理業務委託契約（用紙印刷） | 介護保険制度の賦課業務・収納業務・給付業務に使用する印刷物についての業務            | 基幹系システムを使用する業務であり、システム構築業者以外では処理ができないため。                                                                  | (株)南大阪電子計算センター     | ¥2, 341, 196 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                      | 業務の概要                                                                                                    | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                               | 契約の相手方（商号）        | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------|----------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------|-----------------------|
| 52 | 高齢介護課 | R6. 4. 1 | 貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（山手圏域） | 貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務 | 貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たしており、貝塚市の山手圏域で在宅介護支援センターを設置している法人のうち、受託の意向がある唯一の法人であるため。                                                                | 社会福祉法人 建仁会        | ¥23,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 53 | 高齢介護課 | R6. 4. 1 | 貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（中央圏域） | 貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務 | 貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たし、貝塚市中央圏域で在宅介護支援センターを設置している法人がなく、他圏域で設置している法人はあるが、すでに他圏域の地域包括支援センターを受託しているなか、市内に介護施設があり、隣接市で包括支援センターを委託されている唯一の法人であるため。 | 社会福祉法人 寺田萬寿会      | ¥23,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 54 | 高齢介護課 | R6. 4. 1 | 貝塚市包括的支援事業等業務委託契約（浜手圏域） | 貝塚市地域支援事業実施要綱別表の1介護予防・日常生活支援総合事業（1）介護予防・生活支援サービス事業 エ 介護予防ケアマネジメント、2包括的支援事業に掲げる事業及びその他厚生労働省令で定める事業を実施する業務 | 貝塚市地域包括支援センター基準条例を満たしており、貝塚市の浜手圏域で在宅介護支援センターを設置している法人のうち、受託の意向がある唯一の法人であるため。                                                                | 社会福祉法人 延寿会        | ¥23,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 55 | 高齢介護課 | R6. 4. 1 | 貝塚市生活支援体制整備事業業務委託契約     | 高齢者の日常生活支援及び介護予防に係る体制整備を促進するため、生活支援・介護予防サービス協議体を運営し、生活支援コーディネーターの配置を行う業務                                 | 各地域実情を的確に把握し、地域活動に深く関わる必要があり、既にボランティアセンターを所管し、地域の方々と高い信頼関係を構築している法人は社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会以外にないため。                                                | 社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会 | ¥20,000,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日       | 件名                         | 業務の概要                                          | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                       | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------|-----------|----------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 56 | 高齢介護課 | R6. 4. 1  | 要介護認定調査業務委託契約              | 介護保険制度の要介護認定調査に関する業務                           | 当該認定調査は、介護保険法第27条第11項の規定により、申請があった日から30日以内に行う必要があり、各業務委託先には介護支援専門員の人数も少なく1者で処理することが非常に困難である。そのため複数の者と単価による契約を行い、遅滞なく要介護認定調査を実施するもの。 | 株式会社 愛和外44者     | ¥11,426,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 57 | 高齢介護課 | R6. 4. 1  | 要介護認定申請受付等業務委託契約           | 要介護・要支援認定申請受付に関する業務                            | 新年度、一般競争入札により新たな委託事業者を決定するまでの2カ月間、業務を停止することができないため、3月まで委託事業者として業務を実施してきた事業者である㈱ビッグウェーブに業務委託するもの。                                    | 株式会社ビッグウェーブ     | ¥1,205,820  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 58 | 障害福祉課 | R6. 3. 12 | 障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修委託契約 | 令和6年度に実施される障害福祉サービス等報酬改定に対応するために行う障害福祉システム改修業務 | 当該事業者は本市障害福祉システムを構築した業者であり、システム改修を行うことができる唯一の事業者であるため。                                                                              | ㈱南大阪電子計算センター    | ¥2,860,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 59 | 保険年金課 | R6. 6. 1  | 国民健康保険料賦課計算処理業務委託契約        | 国民健康保険料本算定にかかる納入通知書の印字及び封入封緘業務                 | 本業務は、本市基幹系システムからデータを抽出して実施する業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                                                     | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥1,841,510  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 60 | 保険年金課 | R6. 4. 1  | 国民健康保険被保険者証等処理業務委託契約       | 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び確定申告用納付確認書の作成及び印字業務        | 本業務は、本市基幹系システムからデータを抽出して実施する業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                                                     | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥615,318    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

- ①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約  
②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの  
※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日       | 件名                     | 業務の概要                                    | 契約の相手方を選定した理由                                                                                       | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|-------|-----------|------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|
| 61 | 保険年金課 | R6. 5. 10 | 国民健康保険賦課徴収帳票印刷処理業務委託契約 | 国民健康保険被保険者証、国民健康保険料納入通知書、納付書及び各種封筒等の印刷業務 | 本業務は、本市基幹系システムから国民健康保険料の納付書や納入通知書等賦課徴収帳票の大量印刷を行う業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥3,695,395  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 62 | 保険年金課 | R6. 4. 1  | 国民健康保険給付帳票印刷処理業務委託契約   | 高齢受給者証等給付関係帳票の印刷業務                       | 本業務は、本市基幹系システムから高齢受給者証等給付関係帳票の大量印刷を行う業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。            | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥691,174    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

- ①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約  
②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの  
※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名        | 業務の概要                                    | 契約の相手方を選定した理由                                                                    | 契約の相手方（商号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 契約金額(消費税込)円      | 適用条項                  |
|----|-------|----------|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|
| 63 | 保険年金課 | R6. 4. 1 | 人間ドック委託契約 | 「貝塚市国民健康保険人間ドック等検診補助事業実施要綱」に基づく人間ドック実施業務 | 本業務は、被保険者の利便性から幅広く事業委託しており、当該事業者は、検診費用の設定等が適正であり、国が定める診療報酬点数の基準を満たしている実施機関であるため。 | 市立貝塚病院、医療法人徳洲会 貝塚記念病院、社会医療法人 慈薫会 河崎病院、社会医療法人 生長会、社会医療法人 寿楽会 大野クリニック、社会医療法人 きつこう会 多根クリニック、医療法人 城見会 アムニュータークリニック、医療法人 聖授会 総合健診センター、医療法人 聖授会 OCAT予防医療センター、コンパニオン 鳳総合健診センター、医療法人財団 医視会 りんくうタウンクリニック、社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 新泉南病院 健康管理センター、医療法人 大植会 葛城病院、医療法人 徳洲会 岸和田徳洲会病院、社会医療法人 大道会 帝国ホテルクリニック、マイヘルスクリニック心斎橋院、公立大学法人 大阪、医療法人 知音会 中之島クリニック、大阪警察病院付属人間ドッククリニック、一般財団法人 関西労働保健協会、医療法人 星敬会 西梅田シティクリニック | 1件当たり<br>26,000円 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

- ①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約
  - ②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの
- ※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                                       | 業務の概要                                           | 契約の相手方を選定した理由                                                                                          | 契約の相手方（商号）                                                                                                                                          | 契約金額(消費税込)円      | 適用条項                          |
|----|-------|----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------|
| 64 | 保険年金課 | R6. 4. 1 | 脳ドック委託契約                                 | 「貝塚市国民健康保険人間ドック等<br>検診補助事業実施要綱」に基づく脳<br>ドック実施業務 | 本業務は、被保険者の利便性から幅広く事業委託しており、当該事業者は、検診費用の設定等が適正であり、国が定める診療報酬点数の基準を満たしている実施機関であるため。                       | 市立貝塚病院、社会医療法人 慈薫会 河崎病院、医療法人 大植会 葛城病院、コーンメディカル 鳳総合健診センター、社会医療法人 生長会、医療法人 森内脳神経クリニック、公立大学法人 大阪、医療法人 知音会 中之島クリニック、大阪警察病院付属人間ドッククリニック、社会医療法人 寿会 富永クリニック | 1件当たり<br>28,000円 | 地方自治法施行<br>令第167条の2第1<br>項第2号 |
| 65 | 保険年金課 | R6. 4. 1 | 後期高齢者医療制度システム等<br>電子計算処理業務委託契約           | 後期高齢者医療制度の賦課及び収納<br>業務に関する通知等の印刷や封入封<br>緘を行う業務  | 本業務は、本市基幹系システムからデータを抽出して実施する業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                        | 株式会社南大阪電子計算センター                                                                                                                                     | ¥1,360,276       | 地方自治法施行<br>令第167条の2第1<br>項第2号 |
| 66 | 保険年金課 | R6. 4. 1 | 後期高齢者医療制度システム等<br>電子計算処理業務委託契約（用<br>紙印刷） | 後期高齢者医療制度の賦課及び収納<br>業務に使用する用紙印刷を行う業務            | 本業務は、本市基幹系システムから後期高齢者医療保険料の納付書や納入通知書等賦課徴収帳票の大量印刷を行う業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社南大阪電子計算センター                                                                                                                                     | ¥1,045,154       | 地方自治法施行<br>令第167条の2第1<br>項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日        | 件名                      | 業務の概要                                        | 契約の相手方を選定した理由                                                                                 | 契約の相手方（商号）              | 契約金額(消費税込)円                   | 適用条項                  |
|----|-------|------------|-------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 67 | 保険年金課 | R6. 5. 8   | 端末増移設作業に係る業務委託契約        | 本市と大阪府国民健康保険団体連合会が連携して業務を実施するためのシステム等端末増移設業務 | 本業務は、当該事業者が提供するシステム等端末の増移設に係るものであり、他の事業者が実施する場合、不具合が生じた際に責任の所在が不明確になり、業務へ支障をきたすことを避けるため。      | 大阪府国民健康保険団体連合会          | ¥743, 391                     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 68 | 保険年金課 | R5. 12. 13 | 令和5年度国民健康保険システム制度改正対応業務 | 産前産後期間の国民健康保険料軽減措置導入に係るシステム改修業務              | 本業務は、本市基幹系システムの改修に係る業務である。当該事業者は、本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                       | 株式会社南大阪電子計算センター         | ¥1, 320, 000                  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 69 | 健康推進課 | R6. 4. 1   | 休日急患診療所受付業務             | 休日急患診療所受付業務（受付・カルテ作成、自己負担金の徴収と納入等）           | 当該事業者は、休日急患診療所受付業務の開始時から実績があり、業務内容及び診療所内の管理面などを熟知し、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。                | 株式会社ソラスト医療事業本部          | ¥860, 970                     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 70 | 健康推進課 | R6. 5. 1   | 成人歯科健康診査業務委託契約          | 成人における歯科健康診査の実施                              | 当該事業者は、業務を実施するうえでの、高度な歯科医療や技術及び専門知識、実績を有しており、また受診者の利便性より市内一円の歯科医院を会員として有する唯一の機関であるため。         | 一般社団法人 貝塚市歯科医師会         | 単価契約<br>予定価格<br>¥816, 200     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 71 | 健康推進課 | R6. 4. 1   | 各種検診に係る個別検診業務委託契約       | 肺がん・結核検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の実施              | 国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施でき、市民に広く受診機会を提供できる体制を有し、がんの早期発見及び早期治療や結核の早期発見につなげることができる市内の全ての機関と契約するもの。 | 一般社団法人 貝塚市医師会<br>市立貝塚病院 | 単価契約<br>予定価格<br>¥47, 567, 434 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                                    | 業務の概要                           | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                          | 契約の相手方（商号）              | 契約金額(消費税込)円                 | 適用条項                  |
|----|-------|----------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 72 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 健診業務委託契約                              | ハツラツ健診、さわやか健診、訪問健康診査の実施         | 業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠で、そのような実績を有する市内の全ての機関と契約するもの。                                               | 一般社団法人 貝塚市医師会<br>市立貝塚病院 | 単価契約<br>予定価格<br>¥588,097    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 73 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 検診業務委託契約                              | 肝炎ウイルス検診の実施                     | 業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠で、そのような実績を有する市内の全ての機関と契約するもの。                                               | 一般社団法人 貝塚市医師会<br>市立貝塚病院 | 単価契約<br>予定価格<br>¥895,550    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 74 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 結核健診、肺がん・乳がん及び子宮がん(日曜)検診に係る集団検診業務委託契約 | 結核健診、肺がん・乳がん・子宮がん(日曜)検診の集団検診の実施 | 本業務は、結核検診、肺がん・乳がん検診及び子宮がん検診を委託するもので、国が定める要精検率の許容値に準拠して、受診率向上のために胃がん・大腸がんの集団検診、日曜実施の子宮がん集団検診等複数のがん検診を実施できる唯一の医療機関であるため。 | 一般財団法人 大阪府結核予防会         | 単価契約<br>予定価格<br>¥11,210,100 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 75 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 骨粗しょう症検診委託契約                          | 骨粗しょう症検診の実施                     | 業務を実施するにあたり、高度な医療技術及び専門知識、精度管理・実績を有することが不可欠であり、また市民が受診しやすいように他がん検診等と同日実施の日程を必要日数確保可能な唯一の事業者であるため。                      | 一般財団法人 大阪府結核予防会         | 単価契約<br>予定価格<br>¥902,000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 76 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 胃がん・大腸がん検診及び子宮がん(平日)検診に係る集団検診業務委託契約   | 胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診の集団検診の実施     | 本業務は胃がん・大腸がん検診及び子宮がん検診を委託するもので、国が定める要精検率の許容値に準拠して、受診率向上のために胃がん・大腸がんの集団検診、平日実施の子宮がん集団検診等複数のがん検診を実施できる唯一の医療機関であるため。      | 公益財団法人 大阪府保健医療財団        | 単価契約<br>予定価格<br>¥11,759,120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                                | 業務の概要                     | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                                 | 契約の相手方（商号）                | 契約金額(消費税込)円                  | 適用条項                  |
|----|-------|----------|-----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 77 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 高齢者肺炎球菌予防接種業務委託契約                 | 高齢者肺炎球菌予防接種の実施            | 当該事業者は、市内一円に医療機関を有しており、被接種者の利便の向上を図り、効率的な予防接種の実施が可能な唯一の機関であるため。                                                                                                               | 一般社団法人 貝塚市医師会             | 単価契約<br>予定価格<br>¥5, 715, 950 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 78 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 乳がん検診委託契約                         | 乳がん検診の実施                  | 本業務は乳がん検診を委託するもので、対象者に広く受診機会を与えるため、居住地以外の市町村においても検診を受診できるようにする必要があり、健康増進法（平成14 年法律第103 号）第19 条の2に基づく健康増進事業として、国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関のうち、本市との契約を締結できる医療機関に委託するため。 | 医療法人乳腺ケア 泉州クリニック 岸和田徳洲会病院 | 単価契約<br>予定価格<br>¥3, 345, 246 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 79 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 子宮がん検診委託契約                        | 子宮がん検診の実施                 | 国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関のうち、本市と契約を締結できる医療機関を有する機関であるため。                                                                                                            | 一般社団法人 泉佐野泉南医師会           | 単価契約<br>予定価格<br>¥2, 274, 120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 80 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 子宮がん検診委託契約                        | 子宮がん検診の実施                 | 国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施できる隣接する市町の医療機関のうち、本市と契約を締結できる医療機関を有する機関であるため。                                                                                                            | 一般社団法人 岸和田市医師会            | 単価契約<br>予定価格<br>¥619, 450    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 81 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 令和6年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業業務委託契約 | 乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポン券の作成業務 | 本業務の実施にあたっては、市民検(健)診の結果などを管理する健康管理システムと密接不可分の関係にあり、既設の保守事業者以外のものに履行させた場合、システムに不具合が生じた際、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。                                                       | 株式会社 南大阪電子計算センター          | 単価契約<br>予定価格<br>¥795, 256    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課 | 契約日      | 件名                        | 業務の概要                                                                   | 契約の相手方を選定した理由                                                                              | 契約の相手方（商号）              | 契約金額(消費税込)円                  | 適用条項                  |
|----|-------|----------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 82 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 健康管理システム利用契約              | 健康管理システムのクラウド利用、システム保守業務                                                | システム構築に際し、住民基本台帳ADⅡのデータが必要であり、そのデータ管理を行っている唯一の事業者であるため。                                    | 株式会社 南大阪電子計算センター        | ¥955, 680                    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 83 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | MRSO予約サービス利用契約            | がん検診等のインターネット予約業務                                                       | 当該事業者は、本市において継続的に本業務を実施する本システムの開発、運用事業者であり、性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                          | マーズ株式会社                 | ¥880, 000                    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 84 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 子宮がん検診に係る集団検診業務委託契約       | 子宮がん検診の実施                                                               | 本業務は子宮がん検診を委託するもので、国が定める要精検率の許容値に準拠して、受診率向上のために平日の午前・午後とも実施できる唯一の事業者であるため。                 | 一般社団法人 オリエンタル労働衛生協会大阪支部 | 単価契約<br>予定価格<br>¥1, 540, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 85 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 胃がん検診業務委託契約               | 胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施                                                        | 国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施でき、市民に広く受診機会を提供できる体制を有し、がんの早期発見及び早期治療につなげることができる医療機関を市内一円に有する機関であるため。 | 一般社団法人 貝塚市医師会           | 単価契約<br>予定価格<br>¥1, 875, 120 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 86 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 胃がん検診業務委託契約               | 胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施                                                        | 国が定める厳密な精度管理に基づく検診を実施でき、市民に広く受診機会を提供できる体制を有し、がんの早期発見及び早期治療につなげることができる医療機関であるため。            | 市立貝塚病院                  | 単価契約<br>予定価格<br>¥1, 334, 480 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 87 | 健康推進課 | R6. 4. 1 | 特定健診・保健指導システム電子計算処理業務委託契約 | 年度当初における特定健診受診券の作成、及び健診未受診者に対する受診勧奨通知の作成等、健診(保健指導)関連データの集約・抽出等に係る電算処理業務 | 当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。                                     | ㈱南大阪電子計算センター            | ¥1, 362, 638                 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課  | 契約日       | 件名                                             | 業務の概要                                                                | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                        | 契約の相手方（商号）                                             | 契約金額(消費税込)円   | 適用条項                  |
|----|--------|-----------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------|-----------------------|
| 88 | 健康推進課  | R6. 4. 1  | 特定健診・保健指導システムソフトウェア保守委託契約                      | 特定健診・保健指導に関するデータの管理等を行うシステムの保守契約業務                                   | 当該事業者は特定健診・保健指導システムの開発業者であり、性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                                                                                   | ㈱南大阪電子計算センター                                           | ¥608, 520     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 89 | 健康推進課  | R6. 4. 1  | 特定健診・保健指導システム改修(制度改正)業務委託契約                    | 令和6年度特定健診・保健指導の制度改正に伴う、電算のシステム改修に係る業務                                | 当該事業者は本市国民健康保険システムの開発業者であり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。                                                                               | ㈱南大阪電子計算センター                                           | ¥1, 100, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 90 | 健康推進課  | R6. 5. 1  | 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施に係る委託契約                        | 糖尿病有所見者(血糖及び腎機能ハイリスク者)に対し通院先の医療機関との連携をとりながら行う糖尿病重症化予防プログラム(保健指導)実施業務 | 当該事業者は、本市において継続的に本業務を行っており、令和6年度からの5ヵ年計画である本市第3期データヘルス計画に基づく継続的な事業評価を実施できる事業者であり、前年度の事業参加者へのフォローが期待でき、より質の高い市民サービスを提供できる唯一の事業者であるため。 | ㈱データホライゾン                                              | ¥2, 094, 246  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 91 | 健康推進課  | R6. 6. 24 | Wellness-Star ☆糖尿病予防プログラム委託契約(糖尿病予備群者対策業務委託契約) | 専用機器やアプリ等のICTを活用した保健指導、使用する機器の管理等、糖尿病予防に特化した生活習慣改善プログラムの包括実施業務       | 当該事業者は保健指導対象者の血糖値・血圧・体重・体組成・活動量・食習慣等のデータを取り込む、独自開発のアプリ(エヌリス)をプログラムに導入しており、当業務をエヌリスアプリを用いて実施できる事業者は他にないため。                            | 日本生命保険相互会社ヘルスケア事業部<br>公益財団法人日本生命済生会<br>株式会社ライフケアパートナーズ | ¥2, 018, 500  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 92 | 子育て支援課 | R6. 4. 1  | 貝塚市地域子育て支援センター事業委託契約(浜手地区)                     | 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業                                       | 本事業は、地域の子育て家族に対する子育て支援を図るものであり、本市生活圏域である3地区(浜手、中央、山手)での実施が望まれる。本事業者は、浜手地区で唯一、事業の実施に必要な要件を満たしている法人であるため。                              | 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会                                       | ¥11, 941, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|    | 発注担当課  | 契約日    | 件名                         | 業務の概要                           | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                             | 契約の相手方（商号）       | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|----|--------|--------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 93 | 子育て支援課 | R6.4.1 | 貝塚市ファミリーサポートセンター事業委託契約     | 児童福祉法第6条の3第14項に規定される子育て援助活動支援事業 | 本事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者とのマッチングに関する調整を行う事業であり、地域の実情を的確に把握できるコーディネーターを有しているのは、本法人しかいないため。               | 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会 | ¥4,360,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 94 | 子育て支援課 | R6.4.1 | 貝塚市一時預かり事業委託契約             | 児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業      | 本事業は、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対して、一時的に預かり、保護を図るものであり、本事業者は、本市で唯一、事業の実施に必要な要件を満たしている法人であるため。                              | 社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会 | ¥2,934,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 95 | 子育て支援課 | R6.4.1 | 貝塚市地域子育て支援センター事業委託契約（中央地区） | 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業  | 本事業は、地域の子育て家族に対する子育て支援を図るものであり、本市生活圏域である3地区（浜手、中央、山手）での実施が望まれる。本事業者は、中央地区で唯一、事業の実施に必要な要件を満たしている法人であるため。                   | 社会福祉法人貝塚南保育園     | ¥8,639,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 96 | 子育て支援課 | R6.4.1 | 貝塚市病児・病後児保育事業委託契約          | 児童福祉法第6条の3第13項に規定される病児保育事業      | 本事業は、病気の完治に至らないため保育所等に登園できない児童を保育するものである。本事業者は、職員の配置、保育スペースの確保、医療機関との連携など事業の実施に必要な要件を満たす本市で唯一の事業者であるため。                   | 川崎こどもクリニック       | ¥14,042,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 97 | 子育て支援課 | R6.4.1 | 貝塚市子ども・子育て交流施設運営事業委託契約     | 児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業  | 本事業は、小学生も含めた地域の子育て家族に対する子育て支援を図るものであり、市内の保育施設への説明及びホームページによる意向調査を実施したが、本事業者以外に意向を示した者はなく、市内で唯一、事業の実施に必要な要件を満たしている法人であるため。 | NPO法人えーる         | ¥8,639,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日      | 件名                         | 業務の概要                                                                      | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                  | 契約の相手方（商号）                                                                                                                   | 契約金額(消費税込)円                 | 適用条項                  |
|-----|--------|----------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 98  | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 妊産婦・乳幼児健康診査及び新生児聴覚検査業務委託契約 | 母子保健法第13条に規定する妊産婦又は乳児に対する健康診査のうち、妊産婦健康診査、乳児一般健診、乳児後期健診、新生児聴覚検査の実施についての委託契約 | 本業務は妊産婦・乳幼児健康診査・新生児聴覚検査業務を委託するもので、府内一円に会員医療機関を有し、妊産婦健康診査等において、高度な医療技術や専門知識及び高い実績を有しており、居住地以外でも受診可能な唯一の団体であるため。 | 一般社団法人 大阪府医師会                                                                                                                | 単価契約<br>予定価格<br>¥61,595,222 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 99  | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 産後ケア事業業務委託契約               | 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業のうち、ショートステイとデイサービスの実施についての委託契約                       | 当該機関は、産後ケア事業において、高度な医療技術や専門知識及び実績を有しており、本業務を委託するにあたって限られた機関であるため。                                              | 医療法人 あかね・レディースクリニック<br>医療法人 おさきマタニティクリニック<br>医療法人 谷口病院<br>医療法人 久松マタニティークリニック<br>地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター<br>津田助産院<br>きた助産所 | 単価契約<br>予定価格<br>¥2,025,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 100 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 妊産婦全戸訪問等相談業務委託契約           | 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業のうち、産前産後全戸訪問の実施についての委託契約                       | 本業務は妊産婦全戸訪問等相談業務を委託するもので、母子包括支援を推進するのに必要な支援プラン、セルフプランの作成に関するノウハウの具備等本事業に必須の条件を満たす唯一の団体であるため。                   | 一般社団法人 大阪府助産師会                                                                                                               | 単価契約<br>予定価格<br>¥21,131,280 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日      | 件名                   | 業務の概要                                                  | 契約の相手方を選定した理由                                                                                               | 契約の相手方（商号）                                      | 契約金額(消費税込)円                  | 適用条項                  |
|-----|--------|----------|----------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 101 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 乳幼児定期予防接種事業委託契約      | 予防接種法第2条及び第5条に定める乳幼児定期予防接種の実施についての委託契約                 | 本業務は国が示す定期接種実施要領に基づく乳幼児定期予防接種を委託するもので、接種については、対象者に広く予防接種の機会を与え、適正かつ円滑な予防接種を実施できる医療機関であるため。                  | 一般社団法人 貝塚市医師会<br>地方独立行政法人りんくう総合医療センター<br>市立貝塚病院 | 単価契約<br>予定価格<br>¥154,260,300 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 102 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 乳児BCG集団予防接種業務委託契約    | 予防接種法第2条及び第5条に定める乳幼児定期予防接種のうち、BCG接種の集団接種実施についての委託契約    | 本業務はBCG予防接種を委託するもので、BCG予防接種に係る集団接種の受注可能な唯一の事業者であるため。                                                        | 一般財団法人 大阪府結核予防会                                 | 単価契約<br>予定価格<br>¥3,281,300   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 103 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 妊婦歯科健康診査業務委託契約       | 母子保健法第13条に規定する妊婦に対する健康診査のうち、歯周疾患検診（歯科健康診査）の実施についての委託契約 | 当該法人は、妊婦の歯周疾患検診業務に関する高度な医療技術や専門知識及び高い実績を有しており、市内一円に会員歯科医院が存在し、受診者の利便性をはかれる唯一の団体であるため。                       | 一般社団法人 貝塚市歯科医師会                                 | 単価契約<br>予定価格<br>¥571,340     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 104 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 風しんワクチン等接種費用助成事業委託契約 | 風しんワクチン等接種費用助成事業の実施                                    | 当該事業者は、予防接種において本市が委託契約を締結している団体であり、本事業は、予防接種に基づいて行われる費用助成に関する契約であるため                                        | 一般社団法人 貝塚市医師会<br>市立貝塚病院<br>地方独立行政法人りんくう総合医療センター | 単価契約<br>予定価格<br>¥752,535     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 105 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 風しん第5期定期接種事業業務委託契約   | 風しん第5期定期予防接種におけるクーポン券の作成業務                             | 本業務の対象者マスターは本市基幹系システムのデータを元に連携するシステムの検(健)診データ等を抽出、集約し作成するものである。当該事業者は本市基幹系システムの構築者であり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。 | 株式会社 南大阪電子計算センター                                | 単価契約<br>予定価格<br>¥1,485,110   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日      | 件名                               | 業務の概要                                                                   | 契約の相手方を選定した理由                                                                                               | 契約の相手方（商号）           | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|-----|--------|----------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------|-----------------------|
| 106 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 健康管理システム利用契約                     | 健康管理システムのクラウド利用、システム保守業務                                                | システム構築に際し、住民基本台帳ADⅡのデータが必要であり、そのデータ管理を行っている唯一の業者であるため。                                                      | 株式会社 南大阪電子計算センター     | ¥1,338,480  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 107 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 健康管理システム穿孔処理追加業務委託契約             | 健康管理システムにおける穿孔処理(産婦及び乳幼児健診)の追加に対するシステム対応                                | 当システムの構築及び保守・管理について、データの取込みや管理を行うことができる唯一の業者であるため。                                                          | 株式会社 南大阪電子計算センター     | ¥715,000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 108 | 子ども相談課 | R6. 4. 1 | 貝塚市障害者基幹相談支援センター事業委託契約（障害児相談支援分） | 障害児相談支援業務                                                               | 相談支援の専門的な知識と経験に基づいた地域の事業所の後方支援や関係機関連携体制づくりに加え、障害者（児）を取り巻く地域課題を解決するための貝塚市障害者自立支援協議会の事務局運営などを実施できる唯一の法人であるため。 | 社会福祉法人 貝塚市社会福祉協議会    | ¥11,415,600 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 109 | まちづくり課 | R6. 4. 1 | 貝塚市空き家等対策事業（相談・空き家バンク）支援業務委託契約   | 貝塚市空き家等対策計画に基づき、空き家の流通を促し需要と供給とのマッチング、地域コミュニティや周辺地域の活性化を図るために行う事業の支援業務。 | 当該NPO法人は、国の先駆モデル事業において、人材育成と相談体制の整備を行える団体として登録されている。空き家バンクや相談会等のニーズに対応でき、空き家等対策協議会の有識者より推薦を得た唯一の法人であるため。    | 特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ | ¥1,191,630  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 110 | 建築住宅課  | R6. 4. 1 | 市営東住宅昇降機保守管理業務                   | 市営東住宅昇降機の保守点検業務                                                         | 当該事業所は市営東住宅の昇降機の納入・設置業者であり、この機器の保守業務について、他業者に履行させた場合、昇降機に不具合が生じたとき、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。      | 日本エレベーター製造株式会社大阪営業所  | ¥2,290,200  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課 | 契約日      | 件名                    | 業務の概要                    | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                  | 契約の相手方（商号）                | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                  |
|-----|-------|----------|-----------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|-----------------------|
| 111 | 建築住宅課 | R6. 4. 1 | 市営沢住宅昇降機保守管理業務        | 市営沢住宅昇降機の保守点検業務          | 当該事業所は市営沢住宅の昇降機の納入・設置業者であり、この機器の保守業務について、他業者に履行させた場合、昇降機に不具合が生じたとき、責任の所在が不明確になるなど、業務に著しい支障が生じる恐れがあるため。                                                         | 日本オーチス・エレベータ株式会社<br>西日本支社 | ¥1,287,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 112 | 公園緑地課 | R6. 5. 7 | ドローン・クリケットフィールド薬剤散布業務 | 市立ドローン・クリケットフィールドの薬剤散布業務 | 当該事業者は本フィールドの定期診断を行っており、病害虫の発生状況や肥料要素の欠乏、灌水具合など、生育状況を把握している。芝生の薬剤散布には生育状況に合わせ、複数の薬剤調合や散布時期など経験や知識が必要であり、最も的確にその業務を行える唯一の事業者であるため。                              | 日産緑化株式会社<br>大阪支店          | ¥968,000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 113 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 東山町内公園・緑地樹木維持管理業務     | 東山町内公園・緑地樹木の維持管理業務       | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合               | ¥1,943,770  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 114 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 二色緑地樹木薬剤散布業務          | 二色緑地樹木の薬剤散布業務            | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合               | ¥2,863,689  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課 | 契約日      | 件名              | 業務の概要            | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                  | 契約の相手方（商号）  | 契約金額(消費税込)円  | 適用条項                  |
|-----|-------|----------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|-----------------------|
| 115 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 公園・緑地樹木維持管理業務   | 公園・緑地の樹木維持管理業務   | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合 | ¥852, 016    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 116 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 公園・緑地樹木剪定及び撤去業務 | 公園・緑地の樹木剪定及び撤去業務 | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合 | ¥2, 497, 825 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 117 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 市民庭園樹木維持管理業務    | 市民庭園の樹木維持管理業務    | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合 | ¥2, 794, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 118 | 公園緑地課 | R6. 4. 1 | 都市公園樹木維持管理業務    | 都市公園の樹木維持管理業務    | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合 | ¥2, 882, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課   | 契約日      | 件名                        | 業務の概要                                                                                  | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                  | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円 | 適用条項                    |
|-----|---------|----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------|-------------------------|
| 119 | 公園緑地課   | R6. 4. 1 | 児童遊園樹木剪定等業務               | 児童遊園の樹木剪定等業務                                                                           | 当該事業者は市内の造園業者で設立した法人である。本業務は、市内公園の樹木管理であり、樹木の種類に応じた特性を理解したうえで、地域の実情も考慮する必要がある。適正な樹木管理を行うには先を見据えた管理を専門的知識を有する者が継続して行うことが必要で、同法人については、適切な技術者を安定して派遣できる唯一の事業者である。 | 貝塚市造園業 協同組合     | ¥2,794,000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |
| 120 | 上下水道営業課 | R6. 4. 1 | 水道料金計算電算処理業務（用紙印刷）委託契約    | 水道料金等の調定及び収納事務を行うにあたり、需要家に対して利用状況や料金などを通知するために必要な用紙印刷全般に関する委託契約業務                      | 当該事業者は上下水道料金調定収納システムを構築した業者であり用紙印刷全般を実施できる唯一の事業者であるため。                                                                                                         | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥1,601,930  | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 121 | 上下水道営業課 | R6. 4. 1 | 上下水道料金システム口座振替データ伝送業務委託契約 | NTT西日本より提供されているISDN回線の「デジタル通信モード」のサービス終了に伴い、口座振替業務について、新たな後継サービスに対応した方式でデータを伝送する委託契約業務 | 当該事業者は上下水道料金調定収納システムを構築した業者であり新たな後継サービスに対応した方式でデータを伝送できる唯一の事業者であるため。                                                                                           | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥1,834,800  | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 122 | 上下水道営業課 | R6. 4. 1 | 上下水道料金調定収納システム等運用保守業務委託契約 | 上下水道料金調定収納システム等運用保守契約業務                                                                | 当該事業者は上下水道料金調定システムを開発し、本市仕様にカスタマイズしたソフトを作成した業者であり、同社以外の業者が本業務を行う場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な保守が不可能となることから、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。                          | 株式会社南大阪電子計算センター | ¥8,425,560  | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 123 | 上下水道営業課 | R6. 4. 1 | 水道料金等収納事務委託契約             | コンビニエンスストアやスマホアプリを利用して水道料金等の収納を代行する委託契約業務                                              | 他業者へ委託した場合には、発行済みの納付書をすべて差し替える事務及び経費に加え、水道料金調定収納システムの改修費用が発生することから、当該事業者と契約することは経費の縮減となり有利であるため。                                                               | 株式会社電算システム      | 単価契約82.5円/件 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課 | 契約日       | 件名                       | 業務の概要                                   | 契約の相手方を選定した理由                                                                                  | 契約の相手方（商号）           | 契約金額(消費税込)円      | 適用条項                    |
|-----|-------|-----------|--------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------|-------------------------|
| 124 | 水道管理課 | R6. 4. 1  | 貝塚市上水道施設管理システムソフトウェア保守業務 | 貝塚市上水道施設管理システムソフトウェア保守業務                | 貝塚市上水道施設管理システムに係る保守業務であり、同システムを構築したフジ地中情報株式会社でなければライセンス管理上難しいもので、かつ、不具合が生じた時、責任の所在が明確となるため。    | フジ地中情報株式会社大阪支店       | ¥880, 000        | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 125 | 水道管理課 | R6. 4. 10 | 遠隔量水器検定満期取替業務            | 検定満期による遠隔量水器取替業務                        | 集中検針盤を設置した業者以外に本業務をさせた場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な検針が不可能となるため。                           | 株式会社寺本               | ¥816, 200        | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 126 | 水道管理課 | R6. 6. 3  | 貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務    | 貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務                   | 貝塚市上水道施設管理システムに係るデータ補正業務であり、同システムを構築したフジ地中情報株式会社でなければライセンス管理上難しいもので、かつ、不具合が生じた時、責任の所在が明確となるため。 | フジ地中情報株式会社大阪支店       | ¥1, 705, 000     | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 127 | 浄水課   | R6. 4. 1  | 電気設備保守管理業務               | 津田浄水場・三ツ松受水場・三ヶ山配水場・木積中継ポンプ場の電気設備保守管理業務 | 当該事業者は、24時間緊急体制をとり、各施設に最も早く駆けつけることができ、電気事業法に基づく主任技術者も代行しており、迅速且つ効率的に対応できる唯一の事業者であるため。          | 一般財団法人関西電気保安協会 貝塚営業所 | ¥1, 489, 356     | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 128 | 浄水課   | R6. 4. 1  | 構内環境環境整備業務委託             | 浄水課管理施設の構内環境整備を履行し施設を清潔に保つための業務         | 当該事業者は、過去の実績からも業務を遂行する能力を十分に有しているため。                                                           | 公益社団法人貝塚市シルバー人材センター  | ¥1, 739, 142     |                         |
| 129 | 浄水課   | R6. 4. 1  | 産業廃棄物埋立処分委託（ろ過砂分）        | 津田浄水場から搬出する、ろ過砂の最終埋立処分                  | 貝塚市も当該事業者の出資団体であり、近隣市町村において、最終処分地として可能な唯一の事業者であるため。                                            | 大阪湾広域臨海環境整備センター      | 単価契約<br>¥12, 870 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日    | 件名                      | 業務の概要                                                       | 契約の相手方を選定した理由                                                             | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円     | 適用条項                        |
|-----|--------|--------|-------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 130 | 浄水課    | R6.4.1 | 産業廃棄物埋立処分委託（脱水ケーキ分）     | 津田浄水場から搬出する、脱水ケーキの最終埋立処分                                    | 貝塚市も当該事業者の出資団体であり、近隣市町村において、最終処分地として可能な唯一の事業者であるため。                       | 大阪湾広域臨海環境整備センター | 単価契約<br>¥12,870 | 地方公営企業法<br>施行令第21条の13第1項第2号 |
| 131 | 下水道推進課 | R6.4.1 | 設備台帳システム年間保守業務委託        | 最新バージョン版の無償提供、データバックアップ、データ保管、電話対応、システム環境確認及び分析を行うシステムの保守業務 | 設備台帳システムソフトウェアに係る保守契約であり、システムの安全・円滑な運用をするには、同ソフトウェアの開発者が保守する必要があるため。      | 株式会社日水コン大阪支所    | ¥693,000        | 地方公営企業法<br>施行令第21条の13第1項第2号 |
| 132 | 下水道推進課 | R6.4.1 | 下水道台帳管理システムソフトウェア保守業務委託 | 問合せ対応、障害対応、安定運用、データ管理を行うシステムの保守業務                           | 下水道台帳管理システムソフトウェアに係る保守契約であり、システムの安全・円滑な運用をするには、同ソフトウェアの開発者が保守する必要があるため。   | 国際航業株式会社大阪支店    | ¥552,200        | 地方公営企業法<br>施行令第21条の13第1項第2号 |
| 133 | 下水道推進課 | R6.4.1 | 二色の浜雨水ポンプ場の浚渫業務委託       | 二色の浜雨水ポンプ場の沈砂池及びポンプ井等の貯槽浚渫、汚泥処分業務                           | 堆積した土砂を特殊強力吸引車にて浚渫し、産業廃棄物として適正な処分を行う特殊業務であり、この業務を行うことのできる市内で唯一の浚渫業者であるため。 | 辻義設備工業株式会社      | ¥2,508,000      | 地方公営企業法<br>施行令第21条の13第1項第2号 |
| 134 | 下水道推進課 | R6.4.1 | 津田雨水ポンプ場の浚渫業務委託         | 津田雨水ポンプ場の沈砂池及びポンプ井等の貯槽浚渫、汚泥処分業務                             | 堆積した土砂を特殊強力吸引車にて浚渫し、産業廃棄物として適正な処分を行う特殊業務であり、この業務を行うことのできる市内で唯一の浚渫業者であるため。 | 辻義設備工業株式会社      | ¥2,508,000      | 地方公営企業法<br>施行令第21条の13第1項第2号 |
| 135 | 下水道推進課 | R6.4.1 | ポンプ場の浚渫業務委託             | 北境川ポンプ場及び阪南3区ポンプ場外の沈砂池及びポンプ井等貯槽浚渫、汚泥処分業務                    | 堆積した土砂を特殊強力吸引車にて浚渫し、産業廃棄物として適正な処分を行う特殊業務であり、この業務を行うことのできる市内で唯一の浚渫業者であるため。 | 辻義設備工業株式会社      | ¥1,881,000      | 地方自治法施行<br>令第167条の2第1項第2号   |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日       | 件名                                              | 業務の概要                                                            | 契約の相手方を選定した理由                                                                                    | 契約の相手方（商号）                  | 契約金額(消費税込)円  | 適用条項                            |
|-----|--------|-----------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|---------------------------------|
| 136 | 下水道推進課 | R6. 4. 1  | 二色の浜雨水ポンプ場外3水中ポンプ点検整備業務委託                       | 二色の浜雨水ポンプ場、見落川雨水ポンプ場、三昧川雨水ポンプ場、大北ポンプ場の水中ポンプの点検整備報告業務             | 水中ポンプの点検・整備を行うため、メーカー以外のもに履行させた場合、既設部分等に不具合が生じたときに責任の所在が不明確になるため。                                | 新明和アクアテックサービス株式会社<br>関西センター | ¥578,600     | 地方公営企業法<br>施行令第21条の<br>13第1項第2号 |
| 137 | 下水道推進課 | R6. 4. 1  | 北境川ポンプ場外4水中ポンプ点検整備業務委託                          | 北境川ポンプ場、阪南3区ポンプ場、脇浜ポンプ場、難波川ポンプ場、吉原川ポンプ場の水中ポンプの点検整備報告業務           | 水中ポンプの点検・整備を行うため、メーカー以外のもに履行させた場合、既設部分等に不具合が生じたときに責任の所在が不明確になるため。                                | 新明和アクアテックサービス株式会社<br>関西センター | ¥950,400     | 地方自治法施行<br>令第167条の2第1<br>項第2号   |
| 138 | 下水道推進課 | R6. 4. 1  | 貝塚市事業場排水規制等支援業務委託                               | 事業場排水の採水水質検査と違反事業場に対する立入・指導、届出書の確認・審査、下水道法及び関係法令に基づく水質規制に関する支援業務 | 化学の専門員が常駐し大阪府内の22市町村と同様の委託契約を締結し、左記業務の補助を行っており、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。                           | 一般財団法人 都市技術センター             | ¥2,530,000   | 地方公営企業法<br>施行令第21条の<br>13第1項第2号 |
| 139 | 下水道推進課 | R6. 5. 31 | 令和6年度貝塚市公共下水道津田雨水ポンプ場建設工事委託                     | 吐口施設機械設備工事（更新）一式                                                 | 本業務は津田雨水ポンプ場の改築・更新を行うもので、当該団体は日本下水道事業団法第26条第1項第6号に規定されており、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。                | 地方共同法人日本下水道事業団              | ¥147,400,000 | 地方公営企業法<br>施行令第21条の<br>13第1項第2号 |
| 140 | 下水道推進課 | R6. 6. 20 | 貝塚市公共下水道見落川雨水ポンプ場他再構築基本設計（耐震実施計画）に係る技術的援助に関する協定 | 耐震実施計画一式                                                         | 本業務は見落川雨水ポンプ場及び三昧川雨水ポンプ場の耐震実施計画を策定するもので、当該団体は日本下水道事業団法第26条第1項第6号に規定されており、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。 | 地方共同法人日本下水道事業団              | ¥34,900,000  | 地方公営企業法<br>施行令第21条の<br>13第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課  | 契約日       | 件名                                            | 業務の概要                      | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                         | 契約の相手方（商号）     | 契約金額(消費税込)円   | 適用条項                    |
|-----|--------|-----------|-----------------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|-------------------------|
| 141 | 下水道推進課 | R6. 6. 20 | 貝塚市公共下水道津田雨水ポンプ場再構築基本設計（耐震実施計画）に係る技術的援助に関する協定 | 耐震実施計画 非線形解析 一式<br>地質調査 一式 | 本業務は津田雨水ポンプ場の更新工事の耐震実施計画を策定する業務であり、当該団体は、日本下水道事業団法第26条第1項第6号に規定されており、本業務を適切に履行できる唯一の法人であるため。                          | 地方共同法人日本下水道事業団 | ¥22, 100, 000 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 |
| 142 | 議会事務局  | R6. 4. 1  | 議会会議録検索システム運用業務および映像配信業務委託契約                  | 議会会議録検索システム運用業務および映像配信業務   | 現在導入している会議録検索システムは当該業者によって開発されており、本システムの設計製作を行った契約の相手方でなければ、サーバーに蓄積されたデータの保守や安定的な運用及び各機能の維持管理を行えないため。                 | 株式会社 会議録研究所    | ¥1, 056, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |
| 143 | 教育総務課  | R6. 4. 1  | 貝塚市立小学校GHP保守契約                                | 小学校ガス空調設備の保守点検契約業務         | 当該事業者は小学校空調設置後からガス空調の保守業務を行っている。都市ガスを使用していることから、当該保守点検業務を安全かつ適正に進めることができる事業者であるため。                                    | 大阪瓦斯株式会社       | ¥2, 608, 540  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |
| 144 | 教育総務課  | R6. 4. 1  | 南小学校浄化槽維持管理業務                                 | 南小学校の浄化槽維持管理業務             | 南小学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれている。浄化槽維持管理業務についても併せて委託することが確実な業務の履行を望めるものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであるため。 | 辻義設備工業株式会社     | ¥1, 518, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課 | 契約日      | 件名                | 業務の概要                                                               | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                          | 契約の相手方（商号）      | 契約金額(消費税込)円   | 適用条項                  |
|-----|-------|----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------|-----------------------|
| 145 | 教育総務課 | R6. 4. 1 | 葛城小学校浄化槽維持管理業務    | 葛城小学校の浄化槽維持管理業務                                                     | 葛城小学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれている。浄化槽維持管理業務についても併せて委託することが確実な業務の履行を望めるものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであるため。 | 辻義設備工業株式会社      | ¥1, 254, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 146 | 教育総務課 | R6. 4. 1 | 第四中学校浄化槽維持管理業務    | 第四中学校の浄化槽維持管理業務                                                     | 第四中学校は、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれている。浄化槽維持管理業務についても併せて委託することが確実な業務の履行を望めるものであり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであるため。 | 辻義設備工業株式会社      | ¥1, 518, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 147 | 学校教育課 | R6. 4. 1 | スクールバス運行委託契約      | 蕎原・畑・大川・稲谷地区の園児児童生徒の通園通学の為に安全かつ定時にスクールバスを運行する業務                     | 当該事業者は、同区間でバスの運行を行っている唯一の公共交通機関であり、当該道路状況に精通し、かつ、常時代替車両・運転手を有する唯一の事業者であるため。                                            | 水間鉄道株式会社        | ¥10, 109, 880 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 148 | 学校教育課 | R6. 4. 1 | 貝塚市立学校園教育振興事業委託契約 | 市内の学校園教育振興事業「科学作品展」「英語暗唱大会」「なかよし行事」「子どものつどい」「スポーツ交流会」「書写作品展」を運営する業務 | 当該事業者は、本市幼小中学校の教職員で構成されており、本市の状況及び内容を熟知しているため、学校における指導技術の向上及び学習指導充実をねらいとしている本事業を遂行できる唯一の団体であるため。                       | 貝塚市教育振興会        | ¥900, 000     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 149 | 社会教育課 | R6. 4. 1 | 貝塚市歴史展示館管理委託契約    | 歴史展示館の管理や受付及び来館者への展示資料の説明業務                                         | 歴史展示館（国登録文化財）の適切な管理には、歴史的建造物の理解に加え、来館者の説明に不可欠な貝塚市の歴史・文化を熟知している必要がある。当該事業者はこれらのスキルを有する業務を履行できる唯一の団体であるため。               | 貝塚観光ボランティアガイド協会 | ¥900, 000     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課   | 契約日      | 件名                | 業務の概要                                                                                     | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                 | 契約の相手方（商号）              | 契約金額(消費税込)円  | 適用条項                  |
|-----|---------|----------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------|-----------------------|
| 150 | 社会教育課   | R6. 4. 4 | 貝塚市市民文化祭事業委託契約    | 貝塚市市民文化祭の企画・運営                                                                            | 市民文化祭事業は、市民が主体となり、文化活動の発表の場を設定し、より身近に文化に触れることにより、市民文化の昂揚をはかることを目的とする。当該団体は、その目的を達成するため、市民から委員を募集し、設立したものであり本業務を実施できる唯一の団体である。 | 貝塚市市民文化祭運営委員会 委員長 則岡 耕治 | ¥1, 200, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 151 | 自然遊学館   | R6. 4. 1 | 貝塚市自然環境保全基本調査事業   | (1) 貝塚市内の鳥類・水生生物・植物・貝類および昆虫に関する調査<br>(2) 採集物の標本保存及び展示<br>(3) 自然観察会の企画と自然環境普及啓発 (4) 調査書の作成 | 自然環境調査は極めて高い専門性を必要とし、高い知識と経験を持つ特定非営利活動法人大阪自然史センターが当該業務を実施できる唯一の団体である。                                                         | 特定非営利活動法人大阪自然史センター      | ¥980, 000    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 152 | 善兵衛ランド  | R6. 4. 1 | 善兵衛ランド浄化槽維持管理委託契約 | 善兵衛ランドの合併浄化槽の維持管理                                                                         | 善兵衛ランドは、本市し尿汲み取り補助事業において、当該事業者が汲み取りを行っている地域に含まれていることから、当該事業者は本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。                                      | 辻義設備工業株式会社              | ¥501, 600    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 153 | スポーツ振興課 | R6. 4. 1 | 貝塚市民スポーツ大会委託契約    | 市におけるスポーツの振興及び健康増進を図るにあたり、市教委が企画する各種市民スポーツ大会を効果的に実施するため、その大会運営について委託するもの。                 | 貝塚市スポーツ協会は、市内22の競技団体を統括する組織である。その各競技団体は、独自の大会を開催するなど、大会運営において高い運営能力を有する。また、市域のスポーツ振興に多年に亘り貢献するなど、市民大会の目的を達成する上で適切な唯一の組織である。   | 貝塚市スポーツ協会               | ¥3, 775, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

# 委託契約における随意契約理由の公表（令和6年4月1日～令和6年6月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

|     | 発注担当課   | 契約日       | 件名                    | 業務の概要                                                            | 契約の相手方を選定した理由                                                                                                                                                    | 契約の相手方（商号）           | 契約金額(消費税込)円   | 適用条項                  |
|-----|---------|-----------|-----------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------|-----------------------|
| 154 | スポーツ振興課 | R6. 5. 1  | 貝塚市子ども卓球教室事業委託契約      | 「卓球を通じたまちづくり」の推進にあたり、その取り組みの一環として行う「子ども卓球教室」をより効果的に運営するため委託するもの。 | 令和2年度に「卓球を通じたまちづくりに関する連携協定」を(一社)卓球ジュニアサポートジャパンと本市が締結している。同法人は、市内を活動拠点とするジュニアアシスト卓球アカデミーを運営しており、国内においても有数の卓球の指導力を有する。連携協定の一環として行う本事業の目的を達成する上で、実施できる事業者は同法人だけである。 | 一般社団法人卓球ジュニアサポートジャパン | ¥1, 500, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 155 | 図書館     | R6. 6. 10 | 移動図書館機器追加導入業務委託契約     | 第6期電算システム移動図書館用機器を移動図書館専用車の購入に伴い追加導入する契約業務                       | 当該事業者は第6期電算システムを構築した業者であり性能を継続維持できる唯一の事業者であるため。                                                                                                                  | 株式会社南大阪電子計算センター      | ¥768, 900     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 156 | 警備課     | R6. 4. 1  | 高機能消防指令センター保守管理業務委託契約 | 高機能消防指令センターの維持管理及び故障等に即時対応する保守管理業務                               | 本業務は専門性の高い高機能消防指令センターを24時間365日保守対応するもので、システム構築をしたエクシオグループ関西支店が保守できる唯一の事業者であるため。                                                                                  | エクシオグループ株式会社 関西支店    | ¥11, 418, 000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 157 | 警備課     | R6. 4. 1  | 消防救急デジタル無線保守管理業務委託契約  | 消防救急デジタル無線の維持管理及び故障等に即時対応する保守管理業務                                | 本業務は特殊機器である消防救急デジタル無線基地局を24時間366日保守対応するもので、本機器を構築したエクシオグループ関西支店が保守できる唯一の事業者であるため。                                                                                | エクシオグループ株式会社 関西支店    | ¥8, 404, 000  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |